

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年7月16日

【会社名】 ダイキン工業株式会社

【英訳名】 DAIKIN INDUSTRIES,LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 十 河 政 則

【本店の所在の場所】 大阪市北区中崎西二丁目4番12号梅田センタービル

【電話番号】 大阪(06)6373-4356

【事務連絡者氏名】 経理財務本部経理グループ長 多 森 久 夫

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南2丁目18番1号JR品川イーストビル

【電話番号】 東京(03)6716-0112

【事務連絡者氏名】 コーポレートコミュニケーション室 専任部長 井 上 武 郎

【縦覧に供する場所】 ダイキン工業株式会社東京支社
(東京都港区港南2丁目18番1号JR品川イーストビル)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、平成25年6月27日に提出した新株予約権の発行に関する臨時報告書の内容につき、「発行価額の総額」、「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」が確定したので金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものである。なお、訂正箇所は下線を付したとおりである。

2 【訂正事項】

(4) 発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

1,287,000,000円

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

未定(注)

(注) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める1株当たりの払込金額に各新株予約権の目的である株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権の割当日の前営業日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権の割当日の前営業日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による新株式の発行または自己株式の移転を行う場合を除く)は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額または処分価額}}{\text{新規発行前または処分前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数}}$$

(訂正後)

1株当たり4,500円(注)

(注) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額に各新株予約権の目的である株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による新株式の発行または自己株式の移転を行う場合を除く)は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額または処分価額}}{\text{新規発行前または処分前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数}}$$